

要回覧

み春野自治会 会員各位

み自発第21-60号
令和4年2月20日

み春野自治会
会長 [REDACTED]
自主防災組織 防災部

防災訓練の実施及び春季全国火災予防運動を踏まえた防 火・防災啓発について

会員の皆様におかれましては、日頃からみ春野自治会及びみ春野自主防災組織が推進する防災活動に関しまして、ご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、立春を過ぎ暦のうえでは、春を迎えましたが、未だ火災多発期であり各ご家庭におかれましても火災への警戒が欠かせません。

令和3年度 年間活動予定表（令和3年5月9日付、通年回覧）に基づき、防災訓練を下記のとおり実施致します。

各班の班長及び副班長におかれましては、任期中、み春野自主防災組織の活動要員に指定されていることから訓練への参加についてお願い致します。

併せまして、3月1日から7日までの7日間にわたり「春季全国火災予防運動」が実施されることから、啓発の一環として重点テーマ等をご案内させていただきます。各ご家庭におかれましても出火防止等の徹底について引き続き御協力お願い申し上げます。

記

1 防災訓練関係

(1) 日 時

令和4年3月20日（日）11時00分から11時45分頃まで

(2) 実施場所等

み春野公園及び近隣に設置されている排水栓周辺

(3) 対象者

令和3年度の班長及び副班長、自治会役員

対象者は10時55分にみ春野公園内に集合願います。

なお、見取り訓練となりますので、手袋、ヘルメット等は不要です。

(4) 訓練内容等

ア 花見川消防署員に消火器の取り扱い要領を教示いただきます。

イ 花見川消防署員に排水栓及びスタンドパイプ（放水・消火器具）を用いて、住民が初期消火を行う際の手順及び設備・器具の取り扱い要領を教示いただきます。

(5) その他

ア 緊急事態措置の発令など感染拡大の状況次第では、訓練を中止します。

イ 訓練を中止する場合は、会員一斉メールほかの方法でお知らせします。

ウ 1 (3) に示す対象者以外の方も参加は可能です。

興味ある方は、是非ご参加ください。

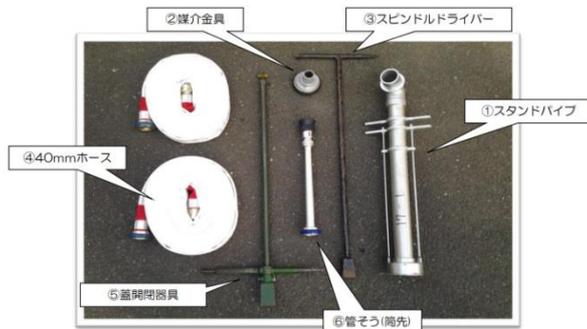
エ 訓練場所には花見川消防署から消防ポンプ車が出向予定ですが、感染拡大防止の観点から消防署による広報イベント等は実施しません。

(6) スタンドパイプについて (参考)

消火栓・排水栓を活用した初期消火を行う専用の資機材です。

大規模災害発生時等には、同時多発的に火災が発生し、消火車両の出動率が上がり、公設消防 (消防署及び消防団) による消火力が低下することが見込まれます。

自主防災組織による消火栓・排水栓を活用した初期消火活動を行うことにより、火災による被害の拡大を軽減することが千葉市においても地域防災計画に規定されており、住民によるスタンドパイプ取扱い習熟を目的とした訓練の実施が求められています。



2 防火・防災啓発関係

(1) 啓発内容

ア スローガン

「おうち時間 家庭で点検 火の始末」

イ 主な重点テーマ及び背景等

◆ 「住宅火災による死者の発生防止」

火災による死者の約7割は住宅火災によるもので、毎年約900人もの尊い命が犠牲になっています。

◆ 「地震・台風などの自然災害による火災対策」

過去に発生した地震・台風など自然災害による火災を教訓に対策を推進するにあたり、特に通電火災の周知と注意喚起が必要になっています。

(2) 参考となる啓発資料等

ア 住宅防火 いのちを守る10のポイント (総務省消防庁)

イ 地震火災を防ぐための主なチェックポイント (総務省消防庁)

内容及び詳細は、別添えを参照してください。

(3) その他

火災による被害を減らすためには、一人ひとりが普段の生活の中で、防火に対する意識を高め火災予防の対策に取り組むことが重要です。

自治会会員の皆様には、地域ぐるみの防火・防災対策推進に引き続きご理解、ご協力お願い致します。

— 住宅防火 いのちを守る10のポイント —

【4つの習慣】

- 1 **寝たばこ**は絶対にしない、させない
- 2 **ストーブ**の周りに燃えやすいものを置かない
- 3 **こんろ**を使うときは火のそばを離れない
- 4 **コンセント**はほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

【6つの対策】

- 1 出火防止
火災発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**が付いた機器を使用する。
- 2 早期覚知
火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 延焼拡大防止
火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防炎品**を使用する。
- 4 初期消火
火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく
- 5 早期避難
お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく
- 6 地域の助け合い
防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う

総務省消防庁 HP 住宅防火対策 啓発資料



— 地震火災を防ぐための主なチェックポイント —

【事前の対策】

- 1 住まいの耐震性を確保する
- 2 家具等の転倒防止対策（固定）を行う
- 3 感震ブレーカーを設置する
- 4 ストープ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない
- 5 住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する
- 6 住宅用火災警報器（連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器を推奨）を設置する

【地震直後の行動】

- 1 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く
- 2 石油ストーブやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する
- 3 避難するときはブレーカーを落とす

【地震からしばらくして】（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

- 1 ガス機器、電化製品及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する
- 2 再通電後は、しばらく電化製品に煙やにおいなどの異常がないか注意を払う

【日頃からの対策】

- 1 自分の居住地での地震火災による影響を把握する
- 2 消防団や自主防災組織等へ参加する
- 3 地域の防災訓練へ参加するなどし、発生時の対応要領の習熟を図る

総務省消防庁 HP 地震火災対策 啓発動画



み春野地区における消火栓・排水栓等の設置状況



防火水そう 無圧水利であり消防用のポンプ及び吸管がないと揚水できない。

原則、公設消防（消防署及び消防団）が使用する。

なお、耐震性を有する水槽であれば地震による断水時でも使用できる。

消火栓 有圧水利でありスタンドパイプは使用可能であるが、公設消防が消防ポンプ車を配置して高圧力かつ遠距離に送水したうえで、放水するために使用するものである。原則、住民による初期消火には使用しない。

排水栓 水道事業者が設置した水道の維持管理施設であるが、構造は消火栓と同一でありスタンドパイプを用いた初期消火等に使用できる。

地震による同時多発火災や公設消防力が劣勢となった場合には住民による消火活動が期待される場所であるが、水道施設が被災して断水した場合には、消火栓及び排水栓は使用不能になる。